

基本方針に基づき抑止対象となる行為及びそのエリアは、次のとおりとします。

なお、重点抑止エリア内に抑止対象行為以外の施設等を立地する場合は、関係法令に基づき、その可否を判断します。

■抑止対象行為

区 分	抑 止 対 象 行 為				
	沿道サービス 施設	駐車場	資材置場等*	産業廃棄物等 置場・処理施設	関係法令等の 違反施設・行為
重点抑止エリア		●	●	●	●
監視エリア					●

※ 資材置場等には、残土置場、建設機械・重機置場、コンテナボックス置場等を含む。

※ 重点抑止エリアは県ホームページ掲載の「タイプB」に、監視エリアは「タイプC」に該当します。

■抑止対象エリア

